

### 第3回酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会 議事概要

開催日時：令和6年2月20日（火）14：00～16：20

開催場所：希望ホール 小ホール

#### 1 開会

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 開会あいさつ。<br>欠席委員の報告（2名）<br>リモート参加委員の報告（1名）<br>リモート参加オブザーバーの報告（4名） |
|-----|--|

#### 2 協議事項

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 資料の確認。右肩の協議事項番号が、次第と対応する。<br>委員長に進行を移す。 |
|-----|---|

##### （協議事項1）前回の振り返りについて

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>前回委員会の指摘事項とその回答、計画素案の修正状況は、協議事項1、同1-(1)、同1-(2)に整理したものを確認いただきたい。<br>協議事項1に第4章を新しく追加した。この後、別途協議させていただきたい。<br>関連して、協議事項1の52頁に土地所有と公有化について記載がある。<br>1月に土地・建物の所有権移転が完了し、最新状況を掲載した。この結果、全体の75.3%が酒田市の所有となった。詳細は協議事項1参考資料をご確認いただきたい。 |
| 委員長 | 協議事項1について、時点修正をかけたものが手元に配布されているが、計画本体に至る前段が70頁近くあってやや重い感じがする。環境、土地所有、価値を構成する要素などの項目については、内容を少しまとめてよいのではないかと感じるので検討いただきたい。   |

##### （協議事項2）山居倉庫整備基本構想について

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>第2回委員会において、整備基本構想は整備基本計画と別途策定し、保存活用計画と整備基本計画をつなぐものと説明したが、各委員の意見を頂戴し、整備基本計画の中に含むこととした。<br>なお、基本理念は現時点で（仮）のものとなる。各委員から意見を受けており、ブラッシュアップが必要と考えている。 |
| 委員  | 示された取組は整備基本計画の第1期までのものか、第2期までを含むのか。   |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | 第1期のもとのイメージしている。ただし、第1期に限らず、継続的に取り組む必要があるものも含まれている。  |
| 委員     | 協議事項 2-1 にある保存・活用・整備の図で、下からついてくる色塗りは何を表すのか。  |
| 事務局    | 色塗りが課題の解決度合いを表す。10年間の計画で全ての課題解決には至らないので、積み残しを第2期で解決していく。長期的に課題解決を図る意味合いで表現している。  |
| 委員     | 第2期でも課題が残るということか。  |
| 事務局    | 進捗状況による。また、調査研究や防災など、必ずしも完結しない課題もあると考えている。保存活用計画も令和16年度に改訂されるものと考えられ、新たな課題も積みあがる。どこかで100%ということは難しいと考える。                        |
| 委員長    | 今回の協議資料がそのまま第4章に入るという理解でよろしいか。   |
| 事務局    | 協議資料は概要として図をお示ししたものとする。基本的な路線がご了解いただければ、計画に落とし込むことになるが、説明文を加筆する必要があると考えている。  |
| 委員長    | 委員の指摘についても、説明が入るということか。  |
| 事務局    | そのような形としたい。  |
| 委員     | 協議事項1に保存活用計画の中にあつた史跡価値の内容がなくなっているようだが。<br>協議事項2のスローガン（整備基本構想の基本理念）の部分に、史跡価値に関する記述がないのではないかと。史跡として学ぶべきことについて、含みがあつた方がよいのではないかと。 |
| 事務局    | 指摘の部分は基本方針に取り込まれていると考えている。スローガンを長々とするのもいかがなものかと感じる所もあり、今後、どのような言葉を選択していくか含め、協議を重ねていく。  |
| 委員     | 本質的価値の説明は、協議事項1の中には書き込まれているが、目次を見てわからない。目次の文言の表現を変えればわかりやすくなるのではないかと。本質的価値がどこに書いてあるのか目次でわかるようにした方がよい。                          |
| 委員     | 協議事項1、60頁、提言書について。タイトルが「行政による活用の諸条件」とあるが、「酒田市議会からの提言」としていただいた方がよい。   |
| 事務局    | よりわかりやすい構成を内部で検討したい。   |
| 委員長    | 文化庁から意見があれば。   |
| オブザーバー | 協議事項 2-1、第1期と第2期で保存活用計画の課題解決が進んでいくイメージだが、次期保存活用計画で新たな課題が出てくる。第2期でも次期保存活用計画で示される新たな課題も解決するイメージを持っていただきたい。                       |

|        |   |
|--------|---|
| 事務局    | 計画に反映させる際に工夫したい。  |
| 委員長    | 県から意見があれば。  |
| オブザーバー | 協議事項 2-1 で明示されていないが、保存活用計画も 13～14 年度で見直すということによいか。  |
| 委員     | 保存活用計画の改訂については、計画内に明記されている。令和 5 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までを計画期間とする。策定後 10 年程度経過した時点で見直しの必要性について検討することとなっている。 |
| 事務局    | 今回は整備基本計画の策定であり、将来的な保存活用計画についてどの程度示すかについては、内部で議論したい。  |
| 委員長    | 事務局で検討して、本委員会でお諮りいただければと思う。   |

(協議事項 3) 山居倉庫整備基本計画における基本理念と基本方針について

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>協議事項 3-1 は、委員意見を踏まえ、基本理念と基本方針を再編した。<br>協議事項 3-2、史跡の保存・整備における年代設定については、保存活用計画で既に定めているものとなる。<br>また、来年度以降、詳細な検討事項が見込まれるため、本整備基本計画策定委員会の分科会設置を考えている。 |
| 委員長 | 分科会の設置については、協議事項 4 の要綱改正と関連していると受け止められるが。  |
| 事務局 | 分科会設置の承認を経てから、要綱改正の協議に移っていききたい。  |
| 委員  | 協議事項 3-2、方向性として「(3) 創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史とともに歩んだ象徴性」が大きいので、当初から現在までを見ていこうというように読み込んでよろしいということか。   |
| 事務局 | その通りかと思っている。ただし、その部分でも疑義があれば、整備基本計画の中で修正することもあり得るかと考えている。  |
| 委員長 | 全体的な価値の認識としてはここに書かれた通りだが、その中には濃淡があり、力を置くべき所、準じる扱いをする所などが出てくるかもしれないので、その選択的な取扱を分科会でよく議論していただくことになるかと思う。   |
| 委員  | 山居倉庫の歴史 130 年の中で、前半は詳しく調べている。後半はあまりよくわかっていない。これを明らかにしながら、整理していただきたい。   |
| 委員長 | 調査と議論を並行して進めるところが重要になってくる。   |
| 委員  | 協議事項 3-1、基本理念と基本方針に疑問のあるところがある。地域資源の⑤に、地元だけでなく来訪者を含む観光的な文言がある。文化観光資源の③、学習機会の提供、地域住民のニーズは地域の方が良いのではないか。観光と地域の中身がはっきりしていないと感じた。                                  |
| 委員長 | 両方にかかる表現が難しくなっているという指摘かと思う。  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 地域資源は山居倉庫だけに留まらない内容になる。文化観光は酒田のまちづくりと紐づけているので、見て楽しむだけでなく、学習機会などの観光側面もある。このあたりを明確になるよう工夫したい。 |
| 委員  | 委員のご意見に関しては、協議事項 2-4 の「予定される取組」がグレードションになっているので、混ざりこんでいるのは確かな意見だと思う。                        |
| 委員長 | 基本方針については、いくつかご指摘がありましたので、それを踏まえて、計画に反映していただきたい。  |

(協議事項 4) 酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会設置要綱の改正について

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>分科会開催に際し、要綱の改正が必要で、第 7 条を追加したい。委員会の推移により、小委員会の必要性も考えられた。原則は小委員会の決定事項を本委員会で承認とするが、小委員会に一部権限の委譲も検討している。   |
| 委員  | 協議事項 4-1、第 7 条、分科会と小委員会の違いは何なのか。  |
| 委員長 | 分科会は委員長が設けることができるもので、委員会の元に置き、分科会は委員会に内容を報告して承認を受けなければならないのが前提である。<br>小委員会は一部権限の移譲を検討されているが、具体的にどのような範囲になるのか。ここが不明なままで条文だけ作るのは誤解を招く。具体的事例を示していただきたい。酒田市の他の計画では前例があったのか。 |
| 委員  | 総合計画は市政全般にわたるので、3つほど部会を置くことはあった。小委員会はどのような場合に置くのか事前に想定されていればあり得る話だが、現状では説明がないので何とも言えない。   |
| 委員長 | 念のため小委員会の設置を提案されたと思うが、個人の意見としては、具体性がなければ、今回は分科会だけでよいのではないかと思う。他の委員はいかがか。  |
| 委員  | 分科会と小委員会の住み分けや権限が違うが、どのような想定がされているのか説明が不足している。分科会のみを設置し、委員会に報告・承認を得る手続きでよいのではないか。   |
| 委員長 | 来年度の事業を始めるにあたって、本日、分科会の設置については決定しなければならないのか。  |
| 事務局 | 分科会については、本日、ご承認後に組織したい。実際の要綱改正の手続きを踏み、具体的なスケジュール、案件はこれから決めていく。<br>本日のご意見で決議が取られるなら、小委員会の部分を削除した形で進めたい。  |
| 委員長 | この会議としては、分科会だけに限定して要綱改正を行い、その役割は協議事項 3-2 に書かれている年代設定とその他の関連事項の協議である   |

|     |  |
|-----|--|
|     | ということになる。  |
| 委員  | 協議事項 3-2、分科会の議論について、保存整備における年代設定、具体的には戦後の整備をどうしたらよいかのかが主題になると思う。細かいところは設計で議論することになるので、分科会で協議するのは基本的な年代設定、どういうところを目指して整備するのか、新しいものを保存するかしらないかであって、1棟1棟決めていく必要はないのかと思う。そうなると、2年かけてやる必要があるのかは疑問が残る。あらかじめ、何をやるのかスケジュールできていればよいが。 |
| 委員長 | 計画、設計の段階で詰めていかなければいけない。段階ごとに具体化できる年代設定の方向性が必要で、全体としては、協議事項 3-2 を踏まえる形になるということになる。  |
| 委員  | 協議事項 3-1<br>歴史・文化資源の「・」あったり、なかったりするのを統一したい。<br>②「防災防犯施設」⇒「設備」の方が適切。<br>文末⇒「ですます。」の言い切りで統一。②の「行っていきます」⇒「行きます」で言い切る。<br>③「寄与します。」主語が酒田市となるので、言い方を工夫していただきたい。   |
| 事務局 | 検討・修正を行いたい。  |
| 委員  | 協議事項 3-2、分科会の内容は本会で審議する。で間違いはないか。  |
| 事務局 | その通り。  |
| 委員  | 協議事項 4-1、分科会は委員長が出席委員を指名するとあるが、分科会の会長は委員長が兼ねるのか。どういった想定か。分科会の委員長はどのように決定するのか。指名なのか委員互選なのか明記されていないが、必要ないということか。   |
| 事務局 | 分科会の会長は必ずしも必要ないと考えている。   |
| 委員  | 分科会の運営は市で行うのか。誰が議事をまとめるのか。議事を市でまとめ、報告も市で実施するのか。  |
| 事務局 | 資料作成と議事は市でまとめ、報告は分科会の委員を想定している。  |
| 委員長 | 分科会は歴史的事象にかかわるので、オンラインになってもできる限り参加したい。   |
| 委員  | 通常、分科会にも委員長がいて意見を集約し、本会に報告し議論いただくという形が必要ではないか。   |
| 委員  | 委員長がいないと、単に意見を言って終わり。まとめるのは市なのかもしれないが、専門性のある方々が、分科会で委託された議題に対して、責任をもって議論することにならないのではないか。   |
| 事務局 | 委員長を含めた委員の中から、委員長を決めた方がよいと思う。改めて庁内で協議したい。明文化するかどうかとも協議したい。   |

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 委員長 | 要綱の改正文案については、委員長と事務局で詰める。 |
|-----|---------------------------|

(協議事項5) ケヤキ樹勢回復に係る施工について

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | 事務局より資料説明。<br>第2回委員会で、施工期間終了後の養生期間について、新たな提案を行う。立ち入り禁止区域を、施工範囲から1～5号棟西側全域に拡大、養生期間を回復優先とし、経過観察期間となる1年半を通じて立入禁止に修正した。バリケードは木製で景観に配慮したものとし、来訪者に施工目的や施工期間等について周知とご理解を図る。市広報も併せて実施する。 |
| 委員長    | オブザーバーより追加説明はあるか。  |
| オブザーバー | 三居稲荷神社を境に南北で生育状況が違う。通常、北側は風が強く木が太らないが、ここは逆になっている。法面石積の構造の違い（北側：空積、南側：練積）が影響している可能性が考えられる。<br>2～3年様子を見て、その他の部分はその状況を見計らって進めたい。大きな方法としてはこれでよいと思うが、細かい部分は現場でやり方を変えてもいいと思う。          |
| 委員長    | 他にご意見なければ、事務局案の方向で進めていただければと思う。  |

(協議事項6) 火災報知器の設置工事について

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>前回委員会で、設置に係る基本的事項の説明が不足しており、改めてご説明する。設置対象建物、設計条件、要求事項、関係法令、自動火災報知設備設置、自動火災報知設備感知器の選定、発報時の体制、火災報知設備設置スケジュールを整理した。 |
| 委員長 | 法律上、文化庁からの要請事項を含めて、緊急の実施が必要な案件となる。今後、解体、修理など手を加えなければならないところが出てくる可能性はあるが、それを待つことなく実施しなければならない。                                  |
| 委員  | 協議事項6-1、三居稲荷神社の措置は行わないのか。  |
| 事務局 | 既に独立して火災報知設備が設置されている。機械警備との連動は考えていない。  |
| 委員  | 何が設置されているのか。   |
| 事務局 | 家庭用火災報知設備が設置されている。   |
| 委員  | 公道が近く付け火の可能性もある。一応、現在設置されているものが十分なものか確認していただきたい。   |
| 委員  | 酒田市は管理団体になっている。それぞれ所有者が異なっているが、連携はどう考えているのか。   |
| 事務局 | 整備基本計画の中で、防災計画を立てる必要があり、今後の議論と認識   |

|        |   |
|--------|---|
|        | している。   |
| 委員     | 火災報知設備の件は了解した。関連して、木造建造物で火が付くと施しようがない。現状で消火栓があるのか。喫緊の課題なので、現状をお聞きしておきたい。  |
| 事務局    | 消防の立ち会いで消火栓の確認を行った。私設消火栓が3基、事務所棟側にあるが、消火栓、水道管ともに老朽化・劣化しており、消火栓を開いた瞬間に管が破裂する危険性があるとの指摘があった。実際に機能するかどうか、消防、水道立ち会いで点検が必要と考える。整備基本計画では、前半のうちに消火設備、水道管の更新が必要と展望を持っている。 |
| オブザーバー | そもそも文化財を水で鎮火するののかという点も議論する必要があるのではないか。  |
| 委員長    | 火災報知設備設置については喫緊の課題として示されたスケジュールで進めてよいこととする。その他の意見については継続的に審議したい。  |

(協議事項7) 耐震診断の実施概要について

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局より資料説明。<br>整備基本計画策定のための基礎データ取得として、耐震診断を実施する。予算上、来年度は全棟の部材調査実施を前提に優先度の高いもの5棟を実施予定。地盤調査は敷地内3点を調査、このうち、1点は国道の拡幅工事の際に実施したボーリング調査の結果を活用する。結果、来年度調査は2点となる。活用用途の参考のため、補強量の目安、必要最低限の概算工事費算出までを成果とする。今回の診断結果は、計画策定の基礎データ取得であり、活用の用途が決定した後、設計段階で用途に応じた補強方法、補強レベルの検討を行うことになる。 |
| 委員長 | 協議事項7-1、部材寸法確認は全棟で実施か。研究室等が入っていないのか。  |
| 事務局 | 今回の調査は倉庫棟に限る。残りの事務所棟、研究室などの建物は今回対象外となり、次々年度以降の取組となる。  |
| 委員  | 協議事項7-4、ボーリング前に1㎡程度の発掘調査を実施とあるが、調査の目的がわからない。ケヤキの根を外したいということか。ボーリングコアの直系は90mm以内と思うので、あえて発掘調査の必要性がないのではないか。   |
| 事務局 | 事前に文化庁に相談したところ、北側境界の発掘履歴がないので、発掘調査を求められた。念のためという所もあるかと思うが、丁寧に進めるという意味でも実施した方がよいと判断した。   |
| 委員  | 遺構確認が主な目的ということであれば理解するが、ボーリングの穴のためだけに発掘というのはあまり聞いたことがない。文化庁と協議されていけば支障ない。   |

|        |  |
|--------|--|
| オブザーバー | 発掘調査に関しては、11月の文化庁協議で遺構確認してほしいとの意見があった。   |
| 委員     | 計画の方向性は了承した。6～9号棟は西側に開口部があいている。同じ建築年代でも構造が少し違うものがある。耐震診断において、そのあたりを考慮すべきなのか検討していただきたい。 |
| 委員長    | ご意見を踏まえ、計画的に実施していただきたい。全体のフローは了承した。ボーリングについては北側で念のため発掘調査を実施することで承知した。                  |

|     |  |
|-----|--|
| 委員長 | 協議事項全体を通して、追加的にご意見があれば。<br>意見がなければ、私と事務局との話し合いが必要な事柄を除き、事務局案について承認とする。 |
|-----|--|

### 3 その他

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | 今後の委員会の進め方について説明。<br>整備基本計画の策定は、山居倉庫周辺エリア・商業施設との一体的な整備に向けて、都市デザイン課が担当してきたが、次年度以降、文化政策課が担当する。 |
| 委員長    | 山居倉庫は都市の中にある重要な文化資産、観光資産なので、ぜひ都市デザイン課も連携をして、市の事業として進めていただきたい。                                |
| 委員長    | 文化庁、県からコメントがあれば。   |
| オブザーバー | 酒田市の中で非常に重要な方向性を決める議論が続けられるということで、文化庁としてもご助力申し上げたい。  |
| オブザーバー | 協議事項4-3、設置要綱の第8条、委員会事務局の所管も変更ということでよいか。  |
| 事務局    | そのような形になる。   |
| オブザーバー | 事業を進めるにあたり、現状変更や補助金の手続きがあり、県も引き続きご協力させていただく。   |

|     |            |
|-----|------------|
| 委員長 | 進行を事務局に返す。 |
|-----|------------|

### 4 閉会

|     |         |
|-----|---------|
| 事務局 | 閉会のあいさつ |
|-----|---------|